

意見書

この定例会では、次のとおり意見書1件が議員より提出され、審議の結果、原案のとおり可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

義務教育費国庫負担制度の維持に係わる意見書

義務教育費国庫負担制度については、まず昭和60年度予算において旅費及び教材費に対する国庫負担を一般財源化して以来、年々その削減項目を増大させており、平成14年度においては、義務教育費国庫負担制度における国と地方の役割分担を見直すとして、学校事務職員及び栄養職員の給与に対する国庫負担の廃止を強化しようとしている。

義務教育に対する国庫負担制度は、教育の水準維

持と機会均等及び地方財政の安定のため、国が財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、この国庫負担を縮小することは、義務教育行政の円滑な推進に重大な影響を及ぼすものである。

よって、政府においては、義務教育の水準確保と地方教育行政の安定を図るため、学校事務職員及び栄養職員給与費の義務教育費国庫負担制度を維持するよう強く要望する。

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
文部科学大臣



概要
桐生市と大間々町との行政界については、複雑に入り組んでいるが、それぞれの自治体が各々下水道施設を設備すると、不経済、非効率であるため、各々の施設を相互利用し、効率的な

原案可決（全員賛成）

公の施設（公共下水道）の区域外設置及び相互利用に関する協議について

公共下水道の相互利用に関する協定締結の議案

この定例会で、可決された主な議案の要旨は次のとおりです。

主な議案

下水道整備を図るため、協定を締結するもの。

市民体育館工事請負契約締結の議案

桐生市民体育館（A工区）

工事請負契約締結について

原案可決（全員賛成）

概要

桐生市民体育館（A工区）

工事として、アリーナ屋根、その他屋根、外壁、内壁等

の改修を行うもの。

なお、この工事は平成十五年三月二十五日までに完成させる予定。

目的

桐生市民体育館改修（A工区）工事

工事場所

桐生市相生町三丁目三〇

〇番地

契約の方法

指名競争入札

契約金額

二億四百七十五万円

契約の相手方

平澤建設株式会社

代表取締役 平澤 宏

お知らせ

次回定例会の開会予定は

12月6日(金)です。

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部（要旨）を掲載しています。

詳しくは、図書館で会議録をご覧ください。

平成14年度第3回定例会の会議録は、12月上旬からご覧になれます。

なお、桐生市のホームページでも、ご覧いただけます。

議員の年賀状・寄附等は法律で禁止されています。

公職選挙法により、議員は、次のことが禁止されています。

市民の皆さんのご理解をお願いします。

年賀状等のあいさつ状を出すこと。

（答礼のための自筆のものは除きます。）

寄附をすること。

本人が出席しない慶弔に祝儀や香典を出すこと。